

第三編 國會此事

第一段 國會の紳士聚會此事

第七十四條

國會紳士も全和蘭國民の名代たる也

第七十五條

國會は上院下院に分つべし

第七十六條

下院紳士を集りて先づ國中を區分して標
本組を立て各組内より任するは十八歳以上此和蘭

人より平民権并り公務権を全備し且つ若干此
直税を納むる者より擧擧に定むる直税の高は土地
より多少を不同たりと雖平元より若干は百六十元
より多かるべきなり

第七十七條

下院紳士の直税を民口四万五千人より一人は割合多かる
べし

若し此外紳士擧擧に法を擧擧律に從ふべし

第七十八條

上院紳士の三十九人なり

上院紳士を國中より最も多く直税を納むる
者たるを

各州より最も多く直税を納むる若し人数を計り
其内より三千人より一人は割合を以て紳士を擧擧を
ふべし擧擧せざる者も上院紳士より少かるる必要
なり件を全備せる者たるを
若し必要なる件も直税を除くの外下院紳士より
なり必要なる件も同し

諸州より上院紳士擧率此数右に如し

北巴班 五人

紹徳蘭 五人

南荷蘭 七人

北荷蘭 六人

西蘭 二人

烏特厓 二人

北里薩 三人

病威立塞 三人

哥羅凝倫 二人

徳倫 一人

靈堡 三人

合三十九人

諸州を或は合併し或は分割するを何處も否此律法を變へ相番此比例に改むる

第二段 下院紳士此事

第七十九條

下院紳士は擧ぐる者も和蘭人にて平民權併に公

務權を全備し且三年策以上此者たるべし

第八十条

同人を数箇所より上院及び下院より撰擧すべし
何れ或る同人を上院と下院へ同時より撰擧せらるる
可り候時其者人の好むより任せて之を決むべし

第八十一条

下院紳士を勅役年限四年とすべし
二年目毎より惣人員比半退勤候べし
退勤せし人を直より再び撰擧すべしを得べし

第八十二条

諸紳士誓約を為し誠心を以て存意を述ぶべし
已を撰擧せし人の意より任む可きと容儀候べし
可し

第八十三条

諸紳士入院の始各人宗門の式より任む可き如く誓
約を為すべし

我急故政典を遵奉すべしと誓ふ

皇天上帝其くも我を祐とらへ

吾此誓約を為す前より清廉を証せんが為し一在此
如く誓約を為すべし

我々及下院紳士の列に携せしむる付ても
役目の内外何名義何縁故も抱えし相対
するも寄せしめて或人の贈物を與へ又與へん
と物したるを以て此後此及又も與へん
と物するを何と云ふべしと誓ふ

我役向の上より於ては或事を起し又も廢
するを以て付或人より相對又も寄せしむるを以

て贈物又も肉物を受くること之を何と云ふべし
と誓ふ

皇天上帝冀く我を祐くも何れ

吾此誓は國王の前及び下院紳士集會の場所より
於て國王の命を受けしる長官の前より之を為すべし

第八十四条

議長は紳士中より三名を撰みて國王に差出し國
王又其中より一名を撰みて會議時限の首之を任じ

へ

第八十五条

諸紳士會儀の何々毎々往來の旅費として若干金を請取らば其高も道比遠近に準りて律法にて之を定むるべし

其外廢業此債として毎年二千九を得べし但し會議の召々席せらるる者も之を得べし

第三段 上院紳士此章

第八十六条

上院紳士勅役年限も九年たるべし

惣人數此三分一つを以て役けるを録りて三年毎々退勤にべし退勤の紳士も直に再び擢擧せらる事妨げず第八十二条の定は上院紳士のも適當すべし

上院紳士入院の帝國王の前より誓約を為さば其法下院紳士と同し

上院紳士律法に依り旅費并に逗留費を得べし

第八十七条

議長も會議中國王より之を命じらば

第四版 兩院惣体心得の事

第八十八條

一人より兩院の列を並ぬるときは得は

第八十九條

諸事務局此長官兩院より出席せざる可し但
其前出席を述べ居るに裁決を為し居るとき
事務局の長官良策と見ゆるときは出席せざる可し
面して國會に建言する可し然るも會議
此上より本國并より屬國の爲り實行の說を定まら

は於ては越えざる可し

上院又を下院より會議の席へ出席せざる可し
此時事務局長官早速出席せざる可し

第九十條

下院紳士律法に授りて各事務局點檢に權を定む
る

第九十一條

紳士此列に加はりて者も大裁判所の諸役向會計
吟味役諸事務長官教士并り教法掛り此役向を並

第...を賜す

現在軍職に在る者兩院紳士の列に撰せしむるは
右年限中軍事を勤めし紳士此列を退きて後再
び本務に復せしむ

撰擧の節頭立ちし役向を勤め居る者も其地の撰擧
に應じて紳士と爲るを得ん

紳士此列に居る者給料を受くべき官職に任ぜしむ
欲し高官に昇進すは紳士此列を退くべし
但し右官職を辭しし者も再び紳士に撰せしむる

を賜す

第九十二條

兩院紳士自ら會議中に提出したる事件を討
論裁断しむるを得す

第九十三條

兩院共より新入紳士に委任状を發給し委任状并
に撰擧の事より争論起るるを裁断しむ

第九十四條

兩院共紳士の外別に書記官を設けしむ

第九十五条

両院紳士方之とも一年に一度づゝ會議すべし
常例此會議を九月月曜日之を閉之べし
國王此に込込才會議必用此事可とも臨時會議を
催之べし

第九十六条

兩院別會より令會より衆民此見物を許し
出席人負此十分一の新金銀を議長此所望たると
戸を閉ちて見物を止むべし

會議決断の前戸を閉つると否とも衆議よりて
之を定むべし

戸を閉ちて議へたる事件を戸を閉ちたる儘に
て決断しむる妨げたりと爲すべし

第九十七条

國王此議位或も死者の首紳士會議中に非されを招
きたりと雖早速召集會をべし
否極非常此會議も國王讓位或も死者後十五日目
之を閉之べし

君一紳士退勤の時、君も此時を以て紳士撰
舉日限の始とすべし

第九十八條

國會の儀の始も兩院合併し國王又は國王此目
代立合し之を開之べし、其時會議はも國の務
を益なりと察せし之を裁つるし、其前此儀は
開く時、因し

毎年常例此會議の日數を廿日より少なきを以て
然るも國王も第七十條の權を用ふ時、此例

に拘るべし

第九十九條

國王も兩院或は兩院此を退後せしむる時、直
に會議を止むべし

第一百條

兩院紳士別會合會し、控へしに出席の人数惣人
數此半より多のとき、これを議決録共し、其用た
るべし

第一百一條

諸評議此事件出席人数格別多のきれを交
新すべし

會議留此言を次此會議すて決断を延を以て
人数不足の時を申す及をす人数揃ひに會議
ても會議止まらりし時を以ての立てりし後を却
て通しと見らる

第百二条

何事も限るに説を述ぶる時をも口づくる姓名を
呼び上げて之を演説すべし唯人撰の事のこと無

名此封書を用品に

第百三条

合併會此節は付兩院紳士互に隔意なく自在
入交りて事を占むべし

此節は上院首席の者議長の役を勤むる

第五段 立法此權の事

第百四条

立法の權を國王國會相令して之を掌るべし

第百五条

國王立意此筋を律法の事とするも他事とするも詳し
書面より認め又も目代より言合め之を中院に送るべし

第百六条

國王より立意の次序を送り越す時を先づ院中諸
組より之を熟察せし後、非ざるを惣評議より
願ふに諸組とも院中惣人数を分ちて数組と在
し者より此諸組も時限を定め閣取より折る組
習を為すべし

第百七条

下院紳士も國王此立意より異論を加ふの權有
るべし

第百八条

下院より國王此立意を評議し其儘するも或を
異論を添へても得る取後するもよ決着するも次の
法式より上院に傳遞すべし

上院に

下院に

別紙國王所立意書一通差送申し若し國
會より申交可致筋より可互しと於當院

交儀いさしし依て此位及報告の

若し下院より國王此立意を取諾せし事、交儀
着す、此も此法式を以て國王（返達）に――

下院紳士等陛下此國事より盡力被下し
儀を取知仕深く難仕合存候事、其
別紙申立意此趣も何卒今一紙申深意被
奉り及伏而存意致候

第九百九条

上院より國王此立意を取諾す、此も第九百九条より

示せし下院此法式の如く行ふ――

上院より國王此立意を取諾候事、決着す、此も
其段在此法式を以て國王及び下院に報告候――

陛下に

國會一修陛下此國事隆盛の爲より盡力
被奉り儀を取知仕深く難仕合存候事、
其他別紙申立意此趣も一紙難仕取諾候
下院に

其レ何月何日何著此儀より陛下より立意

書一通法廻——子由成少受否之於當院
之修致由同意也

上院より國王に立書を承諾せしむ時之次此法式を以て國王并に下院へ通達可也——

陛下に

上院紳士等陛下に國事隆盛の爲に由盡
力被り候と取立仕深程有仕合事存候然
るに由列紙に立書此趣を何卒今一紙に深慮
被遊被り度伏す事懇願候

下院に

上院に

去れ何月何日何等儀に陛下に由立書
書一通法廻——に由成少受之於當院否に
合し應に深慮被り度と致懇願候存候心
得此段及報告候

第一百十條

西院紳士律法此事に存意を立てて一書を差出候
に權可也——

第一百十一條

否存意を以て法案を作すの權も下院に屬し
屬し法案既に来り之を編定しこれ法を國王
の立意を論定するも同し議論決定は上も次の法
式を以て上院に送るべし

上院に

下院に

別紙法案を通過送申候否も國會より
陛下に申採用を可相親知より可なりと交
議いせし名

第一百二十二條

上院にて常法の通り評議し承諾候はばと交
着すも材を以此法式を以て國王に差出さるべし

陛下に

國會評議の上別紙法案此趣を國事證
盛の爲に允當に事件と決議仕候上
何卒陛下に申採用を案度候も察候
其他以此法式を以て下院に報告候べし

下院に

上院に

去ル何月何日何等の候に付法善越の法

案此趣評決承諾いさし以依之國會此
名前を以て陛下に差出—法採用を相
願る者は心得及報告を

若し上院より法案此趣を承諾せざる時は其殿決
此法式を以て下院（報告に）—

下院に

上院に

別紙法案此趣も陛下に採採用を可相願る
よむし旨爰に波決議を依り及返達を

第一百十三條

立意書此趣律案に非ざるも兩院とも能く國王に
進達しむるを得べし—

第一百十四條

國王國會より差出せる立意書を請取らる承諾を
するも承諾せざる共達し—取極めて返答し得し—
吾返答此式左の如くなり—

申立の趣國王承諾に

又は

申立此趣國王熟考に由し—

第百十五條

總して律法の案文を國王及び國會より承諾せしむるを律法と稱し、國王より國中に布告し、國中何人より限るに律法に違背するを許さず

第百十六條

律法布告の式并に遵行の期限等を律法より之を定むべし、
律法布告の式は次此如くすべし、

和蘭王何某布告に從むるは見聽の衆庶事理を貫徹して我意を体認せよ

我等何某此儀より再應熟考し、特進行議官の評議を從し、上國會決議承諾し

よりて云く

第百十七條

國中に條令を宣布す。此式并に遵行の期限等も律法より之を定むべし、

第百十八條

改典并に他の律法に別段の記載がなれども 歐羅巴
海内は領分のこころの如き者もあらず

第六段 歳費見積の事

第一百十九条

案費の高を見積りて并に之を充つる財賦の事
も律法よて之を定むべし

第一百二十条

惣租税見積の法案も毎年を翌年の分を國王方
より取調へ常例國會開院の日に國會へ相渡はし

第一百二十一条

歳費見積の帳面を作る時は一事務局は積り高を
以て其二編に分けんべし

毎編は通しにも積りを立つるも何れも此の如き
節には余分を加へて算を立つるも若しかくは

第一百二十二条

毎年の見積り高を會計吟味方より精算し若
し過失あるも會計吟味方は立法の権に對し
て其責を負はざんべし

美當比ノ高ト律法トテ之ヲ確定スル

第四編 州會并ニ邑會此事

第一段 州會紳士の事

第一百二十三條

州會の紳士も第七十六條此件トモ全備セシ住民
の直ニ選舉ナシト變テ勤役年限を六年トシ
テ

惣人數の半三年目毎ニ退勤スル

第一百二十四條

上院紳士より州會紳士を為メクモを得ル一人モ

数州の紳士を兼ねたるを得ん

第二百二十五条

州會紳士入會此節並に宗旨此法律に任じ在り
たる誓を為すべし

我れ改典并に國中諸律令を遵奉すべし

と誓ふ

皇天上帝其心を我れ結ぶる何れ

君此誓を為し前より第八十三條より兩院紳士の定を
示すに通り誓を以て清廉を証すべし

第二百二十六条

州會も律法の定より任じ一年中二度に會議すべし
勿論國王の差圖りたる都度之に臨時の會議を為す
也

會様の節は第九十六條より兩院會議の定を二示せる
通り衆人の見物を許すべし

第二百二十七条

州會紳士誓物を為し誠心を以て存意を述ぶべし
已を撰擧せし者此若し泥に或も之を密儀すべし

かゝる

第二百二十八条

議院并に立派の手続きは第百条より第百二条まで同様に示せし國會の法式に同様に

第二段 州會權威の事

第二百二十九条

各州の會紳士毎年通國より關係せる政費を取補へ國王に相復ひ伺高の上國費見積り高の内加入

各州の會紳士毎年より一州に關係せる政費の見積高を取補へ國王に相復ひ伺

州内政費よりより一州に關係せる政費の見積高を取補へ國王に相復ひ伺

第二百三十条

諸律法并に律法に基き國王に提出せし法令并に國王に提出の上より命ぜらるる件を州内に施行す。州會紳士に職務を

第二百三十一条

州會紳士律法を遵奉——州内の政令を施行
——州内會計を裁判に定む——

第二百二十九條の定に依りて規律強令等より付
州内の為り緊急の事し急ぎて國に申出て裁
判をとらふべし——

州會紳士より此州と被州の間に輸送輸入輸出を監督
——故障なきがむべし——

第二百三十二條

州會紳士より諸君長の商を治せ——争紛を平穩に

治むる若し平穩に治らざるは州會紳士其情實狀
具へて國王の裁判をとらふべし——

第二百三十三條

州會紳士は議定せし箇條の中より若し律法より
遠肖——又し通國の為り害なきを廢りしを
王より之を保留するの權あり——

律法より起りたる事件を律法より之を治むべし——

第二百三十四條

本州若しは本州人民の為り切要なる事件あり

州會紳士國王若之は國會より出て之を論保に
を得る

第一百三十五條

州會より相當に威權を興ふる維其用方より起てて
法の裁断より

第一百三十六條

州會相議より會中より行事役組を撰任し律法
よりして規則を定め尋常の事務を之より委ねて執
行しむる此の如く平生在留し州會の事務

に控ふるを妨がらば

第一百三十七條

國王より各州の長官一員を置きて以て王命を宣布し
且つ州會に職務を監督せしむる

若し長官は州會に席并し行事役の席より列し首席より
居るべし又行事役の席より於ては自己の意見を述べ
るべし

第三段 邑會に事

第一百三十八條

邑會も抄會に下り屬に其制及職務等も律法の
裁断に帰すと雖亦必に次れ件をも遵奉せし

第百三十九條

邑會は邑中の頭目なり其人負も律法よりて邑
民の撰舉すこと及び且勅後より年改阿る
會長も國王の命よりて邑會に内式も外より接擢阿る
也其賤行もまた王命より出づべし

邑會人負も撰舉に若は第百十六條より裁断の處
と同様なり但直税の高は其半よりて可なり

第百四十條

邑中此政務會計等も邑會の職掌なりと雖
施行すこと及河を過一州會より申達に勿違
百三十三條に定む此條も相當也

第百四十一條

本邑地所の事律法に載せたる別後訴訟の事政費
見積の事等此評議も抄會より差出其裁断に
ふべし

第百四十二條

邑内政費に充つる租税の廢棄改革等は邑政に
屬せしむる惟其決断は州會より取扱ひ國王に伺ひ裁
き交するは非ざるを施し行ふべし

邑用租税の汎例も律法よりして之を定むる
輸通輸入輸出を邑會より故障せしむるす

第百四十三條

邑内會計の見積取立は高等を律法よりして之を
裁断すべし

第百四十四條

本邑又は幸邑住民の爲る切要なる事件は其を
王國會若しくは所屬の州會より出づるを論保すべし

第五編 刑法事務此事

第一段 刑法總則の事

第一百四十五條

和蘭國中裁判の權は國王の名前を以て之を施行すべし

第一百四十六條

民法商法刑法訴訟法犯罪法を含むて律法全書一部を作り之を刊行し其の律法を掌ふべき專職を授けまつべし

官兵民兵此律法界限を律法より取極むべし

租税の率より起りし訴訟并に罪犯も此律法より之を裁断すべし

第一百四十七條

各人私有の財産を國中公用の用に非されたるを奪ふべし之に若し公用の爲に之を奪ふべし何れを爲すに非以て相當の償を與ふべし

國中公用の用の爲に私有の財産を奪ふ事何れも律法より預め之を希告すべし

城塞の用并に傳染病流行等急要に時試み臨時に
て堤防を修築し等如きは預め布告を為さずとも難免
糸律法の裁罰に當らば

戦争失火洪水等此等には預め布告を為さば又罰
以下償を與ふに———を産業を奪ふに———此を
とも之を為し———業主償を求むるの權を減縮すを以て
る

第百四十八條

所有の産業及びその産業より生ずる利権并に貸借

此事及び民間諸利権の争訟を都て刑法官の管轄
に帰す

撰舉權に争訟も別段律法の決定に付るも糸律法
官に裁断すも也

第百四十九條

刑法の權を律法より授け給へ刑法官以外之を行ふ
べからず

第百五十條

刑法官の職務を律法より関し———自らの職を

除之非他より之を退役せしむることを得ば
刑法官より法官の間より議論の会をとりて何れも
律法よりして之を裁断しむべし

第百五十一条

律法より定まられたる特権を除くの外刑法官の指揮
より非ざる人を召捕するを得むるを指揮書此
内より召捕への係故を詳記しむべし
召捕の旨欲ても召捕後直米文速より指揮書を
當人より示さむべし

召指揮書は式弄し囚人吟味の時限を律法より
て之を定むべし

第百五十二条

非常の特権より陪しては巡察官の下知より本地住
民を捕するを得むるべし然る時を早速告知をせ
しむべし若し本地の刑法官に報告し且三日内より召
捕し手続きは本地刑法官より能く吟味し厳重に
之を守らしむるべし

第一百五十三條

有司の中知を受くる者は非ざるを何家も限らざるを
人の意より及んで妻子踏込むるを得るを有司を
律法によりておし知を差出にけし許を交け且律
法によりて定するあり式を備へて下知せしむ

第一百五十四條

飛脚屋又は表向建置き運送所へ附托せし書簡
の類も刑法官に者律法を照し之を開くの外他
人及ぶる之を開封しけしを得ず

第一百五十五條

何罪人し抱えしに仕置し其財産を及所するを
何の及るに

第一百五十六條

裁決中波の書中し必し其裁決に根據を記載し
其内し刑罰の事何れも其根據たる刑法の箇條を
記載す也且裁決の節には訟庭の窓戸を開き衆人
見物し所し之を中波に
訴訟吟味中総て衆人の見物を許し
御事

公同の利害に抱をも事并に風俗禮義に抱をも
何をも律法を定めて意を閑之

第二段 大裁判所及び刑法官此事

第百五十七條

國中最上著此裁判所を大裁判所と稱し其官負は第
百五十八條此式を備へて國王此撰任せを交はるべし

第百五十八條

大裁判所は欠負何の時も大裁判所より之を下院へ報
告し其時下院より該役は相當せる者五名を撰て國

王へ差出し國王其内より親一名を撰て之に任
まらばり國王より列負の内より統領一員俗務役一員を撰
定すべし

第百五十九條

兩院紳士各事務執政官屬國監督或も監督同著此長
官并に特進評議官諸卿長官著何事も役儀は付不正
此物何事も國王若くは下院の差圖次第大裁判所より出で
吟味を交はるべし

第百六十條

若し以外の諸役人并に大裁判所の諸役人奉職するに付大
裁判所に出づるときは以てざらざるを律法に依て之を定
むべし

第百六十一条

國王又は國王に家司若くは政府の有司に相合取らる
たる訴訟も大裁判所にて吟味すべし但し事物に
關係せる事件が若くは別格なりし通例の裁判所にて
之を裁断すべし

第百六十二条

大裁判所より諸裁判所を監察し作法乱るに獄
事滞りし律法に依りて之に監督を加ふべし
若し裁判所の指圖及び裁決等より律法に違背せ
る處ありし大裁判所より之を若くは別段律法を立て之
を取消すべし

第百六十三条

大裁判所に刑法官并に俗務役諸州裁判所の刑
法官及び諸邑一等裁判所に刑法官を何れも生涯
其役に任せざるを

年月を限りて任せたるは、刑法官は律法を以て
— 裁判所にて退役を言渡はるを得べし — 又自ら
願ひ出らざるは國王閣府に上りて退役を免る
也 —

第六編 教法の事

第一百六十四条

各人何教法を奉じても十分し勝を争はるべし但し
教會の徳より取拂を著して律法に違背する
事なくんべし —

第一百六十五条

國中諸宗門の徳いづれも政府より同様の保護を受
くべきを得べし —

第一百六十六条

諸宗此門徒平民權弄り公務權を得りて同族大
に論官爵を授け役儀を命じり依怙願負
此事可なりと云ふに

第一百六十七條

すんで表向此教法を以てふを堂内にては閉戸内
ても苦しかり但し公法に背き世を惑はしむるが
るめむる者も殺けむる條令を破るべしと云
表向の教法も堂外を以ては閉戸外にては亦も自令以
後法令に背き前同様之を許はしと云ふ

第一百六十八條

給料 隱居料 其外諸物家苦以來は政府より相渡は
るが故に諸宗門の徒之を請取らる事も承知せ
諸教士並に同輩より給料を全く受けざる者或は少
許を受け来りし者以て未受けし者よりは之を與へ
不足の者も之を加増せしむ

第一百六十九條

諸宗門の徒政典を遵奉すべき様よ之を監督すべし

國王に任事するに

第百七十条

諸教長と僧侶の書簡并に寺にあり觸出に書付著
政府の改を交り及もす但一政典に遠習すを
何れも其責に任じ知

第七編 會計の

第百七十一条

律法に基かかれも國用と稱して租税を取立つる
と何れも知

第百七十二条

租税の事し付ては別段の免許を與ふべし

第百七十三条

政府と財主との契約は律法を以て之を請命せしめ且
つ財主の利益を長し。若し一年之を以味せしめ

第百七十四條

貨幣の目方・性合・位品等は律法を以て之を定むべし

第百七十五條

貨幣局は取締世話弁以下金の性合并其試驗等
此事より起りたる争論を律法よりて之を裁断す
べし

第百七十六條

會計吟味局は法制定其役を此勅令を律法より
て之を定むべし

會計吟味局は欠負何の財も下院を補後よりた
る者三名を書出—國王其内より一名を撰りて之を
任すべし—

會計吟味局は後くけ生涯其役を任せらるべし—
吾後くの給料も律法よりて之を定むべし—
第百六十三條は第二節も此条も亦適當なる—

第八編 兵備此事

第七十七條

本國の獨立を保ち境土を安全にし、かつ是より軍役に勤むるも亦國民一修第一要務の一たるべし

第七十八條

國人外國人の差別なく募らば應ずる者を以て兵隊を備え、國力相應の海陸軍を準備し、歐羅巴内外の差別なく事変次第何時より應用可むれば常に之を監督するは國王に職務なるべし

第七十九條

他國の兵隊も國王に會合議一決の上より非ざるを之を雇ふべし

第八十條

平生官兵を備へ置くべし、吾も可成り募らば應ずる者を用ひて備えらるべし、其用方は律法にて之を定む

第八十一條

募らば應ずる者不足しむるを以て其人の内毎年才一月を一日

二十歳及び以上の者を召集し、不足
此数を補ふべし。又新兵の名称も一年若くは兵籍
を記載すべし。

第一百二十二条

右此条後きより陸軍に加入し、若くは
箇年の間を勤むべし。戦争若くは他の非常の事
何れも年々律法を改定し、年次を延ばすべし。

第一百二十三条

陸軍も海軍の如きは毎年一度召集せしむべし。但し國主の
以下の日数の間武器の修練を爲すべし。但し國主の
存する限り、悉く一特に召集せしむべし。或は若
半分を減し、後召集せしむべし。又國主律法を定め、
官兵の一分を召集せしむべし。當年召集の兵も
訓練の爲し、可成り二十月の間武器を操るべし。

第一百二十四条

戦争若くは他の非常の事何れも國主は命を

陸軍を練ふに又も一部を臨時に召集せしむる可
也

召格の節は國王より直り西院紳士を召集し可
成丈速に官兵召集の律法を議定すべし

第一百八十五條

國より出でて官兵より召りし者は當人承知の上より
されし歐羅巴外の屬地に遣はさるるに

第一百八十六條

官兵の一部を律法の定むるに従て海軍の役を勤むべし

右海軍の役を勤めし者は律法より別段なる
宛行ひ何れも且年限も亦減縮すべし

前條の定めし海軍の兵より適者なるを

第一百八十七條

官兵の補充用も悉く國庫より之を給せしむ

官兵は旅宿衣食運送の類何事もよるに官軍たる
之は城塞に付ての補充用も兼て定まりたる規則通
に償ひを與へしむるべし而して村落市井等此物供ひ
各人より申附べし

我々の節と若し例に相違なくは、然るも各律法の
定より後なる

第一百八十八條

各邑より民兵を設け置き我々の若くは他の危急の時
時本國を防禦す。平生も邑内の平安を守り
むべし

第一百八十九條

官兵及び民兵の負數并其編束の法を律法より之
を定むる

第九編 水利の事

第一百九十條

國王も水利管轄の總督たるべし。道路橋梁も亦之
より屬に其費用國庫より出せ或も否るはと雖取扱
ひ向は総て同様なるべし

第一百九十一條

前條も裁せたる水利の政務も公作私作共し。都て律
法の裁形も亦同様なり

第一百九十二條

州會も其州内の道路橋梁水業水工等を監督し
且水利ノ付込未所有此制被條例等も見込所て
前二条ノ相悖もれも國王ノ何ハ改正条之付新法
を行ふもを得べし
水利役の有司申立りてき筋何をも之を州會ノ申
出に付し

第一百九十三條

州會は其州内の川後堰割築堤水抜地道石垣等の
諸工造をも管掌に付し 尤も國王の存案決りて我

も自ら之を監督し 或も別人を撰りて監督せしむる
も可し

第十編 教育并濟貧の事

第九十四條

國中公共の教育も政府より間断なく盡力に盡き要件
中の一たり也
公共の教育も各宗門の趣意より情を以てよく其制度の
立方を律法の裁断によらば
國中所在長官に督責より公共小學校の教育十分より
届くべし
教導仕方も所在長官に監督より又中小學校に於

ては教師の才學行状の吟味より皆律法の定より
変わり若三件を除くの外も諸事十分自在たるべし
國五年と大中小學校の情實を點檢し兩院へ明瞭な
る報告を為さば

第九十五條

濟貧の事も政府より間断なく盡力に盡き要件の
一より律法の裁断より其趣意を以て國五年宜し
之事實を點檢して兩院へ明瞭なる報告を為さ
ば

第十一編 政典変革の事

第百九十六条

政典変革の議案出るときは必ず各極変革此事の
原きを表し—各案又其評議を始むべき條故の生せ
しむる律法より布告し—

第百九十七条

各律法布告の後直し兩院紳士を退後せしむ—
新聚の紳士変革案を評論—三分二可決と稱する
は非されも採用する可し

第百九十八条

攝政職在勤の際には政典并其條修此事より
變革を為し—

第百九十九条

國王國會評議の上より出来せ—變革されし
儀式を備へて之を布告—政典よ加ふ—

和蘭政典終